

1. 件名：福島第一原子力発電所における実施計画の変更認可申請（除染装置処理水タンクの撤去作業）に係る面談
2. 日時：令和6年2月26日（月）15:00～16:00
3. 場所：原子力規制庁6階会議室
4. 出席者
原子力規制庁 原子力規制部
東京電力福島第一原子力発電所事故対策室
松田室長補佐、森審査班長、山下安全審査専門職
東京電力ホールディングス株式会社 福島第一廃炉推進カンパニー
プロジェクトマネジメント室 担当3名（テレビ会議システムによる出席）
福島第一原子力発電所 担当3名（テレビ会議システムによる出席）

5. 要旨

○東京電力ホールディングス株式会社（以下「東京電力」という。）から、実施計画の変更認可申請（除染装置処理水タンクの撤去作業）について、資料に基づき説明があった。

○原子力規制庁は説明を受けた内容について事実関係を確認するとともに、主に以下のコメント等を伝えた。

- 措置を講ずべき事項「Ⅱ 8 放射性固体廃棄物の処理・保管・管理」に関して、作業に伴い発生する廃棄物の種類、発生年度及び物量を整理し示すこと。
- 措置を講ずべき事項「Ⅱ 9 放射性液体廃棄物の処理・保管・管理」に関して、タンク除染作業時においては、現場で作業に携わる全員が資料に記載されている装備を着用することを明記すること。
- 措置を講ずべき事項「Ⅱ 12 作業員の被ばく線量の管理等への適合性」に関して、タンク内の残水及び除染した廃液の移送に際して、排出側のダスト発生を評価の上、適切な措置を検討し、その内容を明記すること。
- 措置を講ずべき事項「Ⅲ 特定原子力施設の保安のために措置を講ずべき事項」に関して、まとめ資料「2章 設計、設備について措置を講ずべき事項」の各項目で示した内容と齟齬が生じないように整理し示すこと。

○東京電力より、上記コメントについて了解した旨の回答があった。

6. 資料

- 福島第一原子力発電所特定原子力施設への指定に際し東京電力株式会社福島第一原子力発電所に対して求める措置を講ずべき事項について等への適合性について（除染装置処理水タンクの撤去について）

以上